

No.	記載箇所	質問	回答
1	提案説明書 P1 5-(2) イ	(2)モデルコースの造成イの部分 単一の障がいや旅行スケジュールに焦点を当てるのではなく、多様な障がいを持つ方等が参加できるものとする。とありますが、多様な障がいを持つ方向けになると、例えば難聴の方、盲目の方、車いすの方など、観光の楽しみ方に違いがあったり、ルートや巡るスピードなど、多様になるため、全ての障がいを持つ方が参加し満遍なく満足度を得るツアーの策定は現実的ではないように感じます。それを踏まえたとうえで、ある程度障がいを分類したツアーの考案は可能なのでしょうか。	お見込みのとおり可能です。
2	提案説明書 P1 5-(2) ア	(2)モデルコースの造成アの部分 札幌市以外の市町村もモデルコースに入れて良いのでしょうか。 (例:近隣市町村の周遊など。)	近隣市町村の観光地への訪問は不可ではありませんが、基本的には市内の観光地をモデルコースの対象とすることを想定しております。一方で、宿泊を伴う場合は、市内の宿泊施設に限りです。
3	提案説明書 P1 5-(4)	(4)モニターツアーの実施 参加者ターゲットは道外、道内いずれからを想定しておりますでしょうか。	モニターツアー参加者の居住地について、具体的な対象を限定している趣旨ではございません。ご提案の内容により審査を行います。
4	提案説明書 P1 5-(5)	(5)情報発信・販売体制の構築 販売体制の構築とありますが、モニターツアー以外に本事業で造成したモデルコースの商品化、販売が必須でしょうか。	本業務において、提案者による募集型企画旅行の企画・実施、販売を必ずしも求めるものではありません。 一方で、モデルコースの情報発信により、障がい当事者等が同様の旅行手配を希望されることが想定されるため受注型企画旅行もしくは手配旅行として、相談・販売を受け付けられる体制の構築を求めています。
5	業務仕様書 P2 (3)	(3)モニターツアーの実施について 参加人数に制限はございますか？(最少人数や最大人数など)	モニターツアー参加人数に制限はございません。
6	業務仕様書 P2 (3) ウ	(3)モニターツアーの実施についてウの部分 モニターツアーの参加者に対して、障害者手帳の確認は必要でしょうか。(等級や種類なども含む) それに伴い、参加資格などの条件を設けたほうがよろしいでしょうか。	特定の障がいをお持ちの方を念頭に置いたモデルコースを造成する場合、ツアー参加者がターゲットに合致しているか、一定の根拠が必要と考えますが、参加者への配慮や個人情報の取扱いに十分ご注意ください。
7	仕様書P2(4) イ	イにつきまして、今回の事業はモニターツアーまでかと存じますが、販売体制の構築は、モニターツアーの販売体制についてでしょうか？ それとも今後の商品化を見据えた販売体制でしょうか？	本業務において、提案者による募集型企画旅行の企画・実施、販売を必ずしも求めるものではありません。 一方で、モデルコースの情報発信により、障がい当事者等が同様の旅行手配を希望されることが想定されるため受注型企画旅行もしくは手配旅行として、相談・販売を受け付けられる体制の構築を求めています。

No.	記載箇所	質問	回答																
8	—	再委託についての記載がございませんが、再委託は可能でしょうか？ 今回協力会社を数社予定しておりまして、その会社は札幌市の入札資格を持っておらず、コンソーシアムは不可であると思います。再委託としたほうがよいでしょうか？ご検討をお願いいたします。	再委託の可否は、下記を基準に、受託者との契約締結後、再委託の理由や業務の性質等を考慮し、判断いたします。 また、本業務については札幌市契約規則29条に定める共同請負の対象ではないため、共同請負による契約はできません。 <table><tr><th colspan="2">業務内容</th><th>再委託の可否</th></tr><tr><td colspan="2">全部</td><td>禁止</td></tr><tr><td rowspan="3">一部</td><td colspan="2">主要部分</td><td rowspan="2">原則禁止。ただし、性質上やむを得ないと認められる場合、委託者の承認を経て再委託可能。</td></tr><tr><td>補助的・付随的部分</td><td>再委託が一般的な内容</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>再委託が一般的な内容</td><td>再委託可能とする。</td></tr></table>	業務内容		再委託の可否	全部		禁止	一部	主要部分		原則禁止。ただし、性質上やむを得ないと認められる場合、委託者の承認を経て再委託可能。	補助的・付随的部分	再委託が一般的な内容			再委託が一般的な内容	再委託可能とする。
業務内容		再委託の可否																	
全部		禁止																	
一部	主要部分		原則禁止。ただし、性質上やむを得ないと認められる場合、委託者の承認を経て再委託可能。																
	補助的・付随的部分	再委託が一般的な内容																	
			再委託が一般的な内容	再委託可能とする。															